

中津川市立神坂学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

～一人ひとりの児童生徒が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立神坂学校

いじめをしない！させない！許さない！



いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(いじめ防止対策推進法第2条)



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 未然防止を目指しながら、早期発見・早期対応に最大限努力する。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎些細なことでも集約担当に報告を！
正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒についての日常的な情報交換で信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎市教委・警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

□人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。ゆえに「いつでも、どこでも、誰にでも」いじめは生まれると考えるべきである。私たちの心にもある。その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など自分の生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、自分を自分の意思のままに動かせる支配欲など、すべての人間が持つ心から生まれるものである。

□いじめは本能であるととらえる。だから誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさない。そして、「理性＝他者を思う心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる児童生徒を育てることがいじめの指導となる。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立神坂学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題

「規律」「学力」「自己有用感」

～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った児童生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会・生徒会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

【小学校】

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	1学期始業式、学級開き 仲良し班結成式、仲良し班活動の開始（全校） 通学班会(全校) 1年生を迎える会・遠足(全校) スポーツテスト(全校)	命を守る訓練（幼・小・中） 引き受け訓練 交通安全旗教室 いじめ防止研修（職員）
5月		交通安全教室(全校) 自転車教室(3・4年生) 青空教室（3・4年生）
6月	修学旅行（6年） 保護者による読み聞かせ	心肺蘇生法（5・6年） プール開き（全校） 連れ去り防止訓練（1・2年） 人権教育伝達講習会（職員） 救命救急講習（職員）
7月	陶芸教室（全校） 七夕集会（全校） 宿泊研修（5年） 通学班会(全校) 1学期終業式	宿泊研修（5年） 水泳教室（3・4年生）
8月	2学期始業式 通学班会(全校) 夏休み校内作品展	夏休み中のプール指導 水泳記録会
9月	神坂学校運動会練習開始（幼・小・中） 神坂学校運動会（幼・小・中）	浮いて待て訓練（5年） 命を守る訓練（幼・小・中）
10月	社会見学(各連学部)	
11月	神坂総合文化祭（幼・小・中） 保護者による読み聞かせ	福祉施設訪問(各連学部) 薬物乱用防止教室（5・6年） 人権教育伝達講習会（職員） ペース走記録会（全校）
12月	ほかほか集会（全校） 通学班会(全校) 2学期終業式	命を守る訓練（幼・小） ひびきあいの日
1月	3学期始業式 通学班会(全校) 書き初め大会（全校）	給食週間・食育指導
2月	はなのきフェスタ（全校） 新入生中学校半日入学（6年生） 新一年生半日入学（対応：1・5年生）	
3月	6年生を送る会（全校） 通学班リーダー引き継ぎ会（全校） 新年度委員会決め（3～5年生） 卒業式 終業式	

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

【中学校】

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	前期始業式 学級開き 修学旅行（3年）	情報モラル研修（職員） 命を守る訓練（幼・小・中） 広済寮訪問（1・2年） 災害教育（災害安全）（生徒・職員） 人権教育研修（職員）
5月	スポーツテスト(全校) 富士見台登山&宿泊研修	道徳教育研修（全校道徳）
6月	日常活動の充実	プール開き（全校）
7月	中体連市内大会 海の体験学習（2年）	生徒指導事例研修（職員） 救急救命法研修（生徒・職員） 不登校問題の現状と解決策研修（職員） 防犯訓練（生徒・職員）
8月	神坂学校運動会練習開始（幼・小・中）	IT研修（職員） 人権教育研修伝達講習会（職員） いじめの未然防止、早期発見・早期対応研修（職員） 豊かな人間関係を育成する学級経営の在り方研修（職員）
9月	神坂学校運動会（幼・小・中）	命を守る訓練（幼・小・中） 不登校問題の現状と解決策研修（職員）
10月	前期終業式 後期始業式	全校道徳 情報モラル研修（生徒・保護者・職員） 教育相談に関する研修（職員）
11月	ふるさと神坂総合文化祭（幼・小・中） 職場体験学習（2年）	クリーンアップ大作戦（全校広済寮訪問） （全校馬籠ふるさと学校訪問）
12月	日常活動の充実	ひびきあいの日 薬物乱用防止研修（生徒・職員）
1月	書き初め大会（全校） 百人一首大会	教育相談に関する研修（職員） 全校道徳 特別支援教育研修
2月	3年生と語る会 3年生を送る会	
3月	修了式 卒業式	

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立神坂学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいことを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

- ◇児童生徒のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を職員室で交流するなど、意思疎通を図る。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童生徒のささいな変化に
気づくために～
- 朝の健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
 - 学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの心身の状況を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。
- 教科担任会や学年会、教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUTテスト等の実施と活用を行う。
- 職員のいじめに対する意識調査や人権感覚チェックで意識を高める。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに最優先する。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・児童生徒の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

☆アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

【小学校】

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて） PTA総会（いじめの基本方針説明）
5月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修（必要に応じて） 家庭訪問（保護者との懇談） 心とからだのアンケート（中頃） アンケートを基にした教育相談
6月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて）
7月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて） PTA参観&懇談会
8月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	地域別研修会 打ち合わせ日に行う学年の様子交流
9月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて） 心とからだのアンケート（運動会後）
10月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修（必要に応じて） PTA参観&懇談会 心とからだアンケート（中旬） アンケートを基にした教育相談
11月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて）
12月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて） 個別懇談
1月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて）
2月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修（必要に応じて） 心とからだのアンケート（中旬） アンケートを基にした教育相談 PTA参観&懇談会
3月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子交流 現職研修・教育相談日（必要に応じて）

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

【中学校】

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート PTA総会（いじめの基本方針説明）
5月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート 家庭訪問（保護者との懇談） 「hyperQ-U」の実施
6月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート
7月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート PTA参観&懇談会 二者懇談
8月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	「hyperQ-U」を使った研修会 地域別こども研
9月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート
10月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート PTA参観&懇談会
11月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート
12月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート 三者懇談
1月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート
2月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート PTA参観&懇談会（いじめ防止対策評価）
3月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察 部活動への参加と態度の観察	学級づくり研 心とからだアンケート

いじめ発見のポイント

中津川市立神坂学校

ちょっとした生徒の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとして下さい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出ず、朝部活へ行かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、座るのをためらう様子を見せる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる子。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」
- ⑰ ペア活動でいつも余ってしまう子。ペアになることを避けられ気味の子。

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店へのパシリかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。（女子に多い?）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?パシリで糞や物を取って来いと命令された）
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重いも物）をやらされる子
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ 平等に量の配膳がされていない子。
- ④ しばしば、足りないメニューがある子（とられた、意識的に配られなかった）
- ⑤ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑥ 自分の分にいたずらをされる子。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑦ いつも一人でおそくまで食べている子（当番に嫌がられている可能性あり）

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている子（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている子（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかわれている子、雑巾を投げ付けられている子。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない子。

7, 部活

- ① たまに練習におくれて、きつく責められる子。
- ② しばしば、しごかれる子。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる子。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう子。ペアになることを避けられる子。
- ⑤ 練習に行きたがらない子。さぼりがちな子。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる子。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする子。

8, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる子
- ② 急に、成績が下がった子。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいという。（初めはさぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される,落書,画鋸が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 学習計画ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 学習計画ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立神坂学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

問題行動のキャッチ → 集約担当に報告 → いじめ事案を報告 → 校長は「いじめ未然防止・対策委員会」の招集

【「いじめ未然防止・対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

<把握すべき情報（例）>

- ◆誰が誰をいじているのか？
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？
（期間）

- 被害を訴える児童生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童生徒及び周囲の児童生徒からの聞き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた側の児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

児童生徒への指導・支援

- 被害児童生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当時者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
- 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
- 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

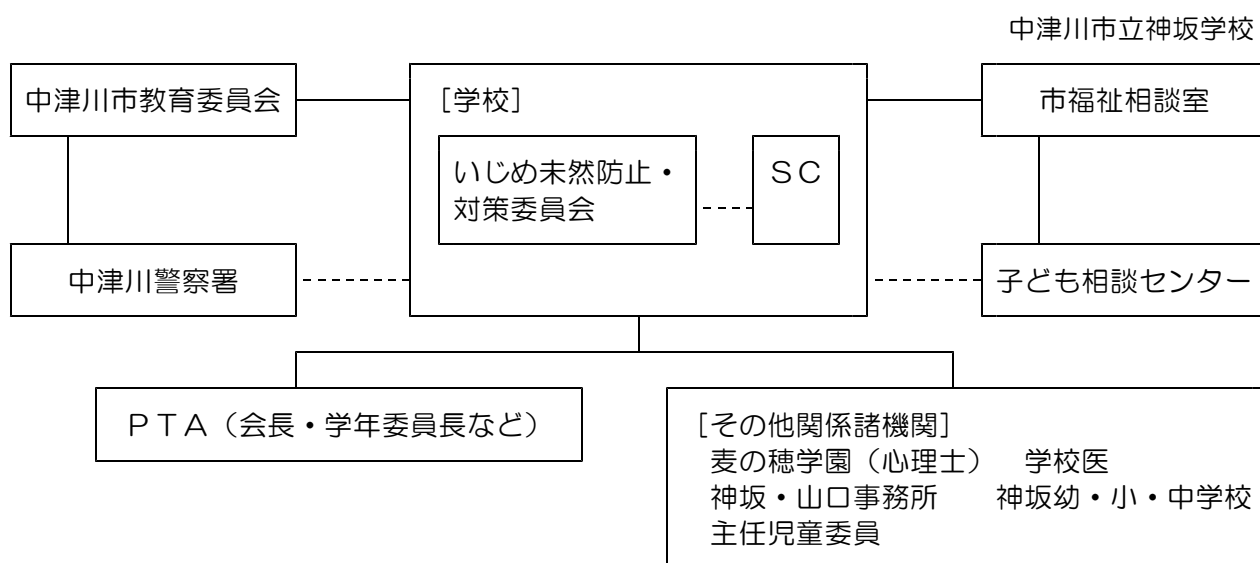
- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

＜いじめ防止対策のための年間計画「いじめ未然防止対策委員会」に関わって＞【中学校】

4月	拡大いじめ防止対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ防止対策方針説明会（保護者向け） 心とからだアンケート①	10月	いじめ防止対策委員会② 心とからだアンケート⑤
5月	「hyperQ-U」の実施 心とからだアンケート②	11月	心とからだアンケート⑥
6月	心とからだアンケート③	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 取り組み評価アンケート②
7月	取り組み評価アンケート①	1月	心とからだアンケート⑦
8月	人権教育研修会 「hyperQ-U」を活用した研修会 地域別研究会	2月	いじめ防止対策方針説明（新入生向け） 心とからだアンケート⑧
9月	心とからだアンケート④	3月	拡大いじめ防止対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討 心とからだアンケート⑨ 取り組み評価アンケート③

*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

VI 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 生活環境部	生活安全課	66-1111
	生活安全課長	内線：164
中津川市 健康福祉部	福祉相談室	66-1111
	福祉相談室長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111